金沢市公報

号外第２０号の２

令和８年（2026年）９月30日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎ 目　　次　　ページ

●規　則

○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
（人　事　課）　1

規　　則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

金沢市長　村　　山　　卓

◉金沢市規則第65号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第８条の２の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第10条の５第１項及び第２項を削り、同条第３項第２号中「運賃相当額」を「運賃相当額等」に改め、「合計額」の次に「(第11条の２において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)」を加え、同項を同条第１項とし、同項の次に次の４項を加える。

２　条例第13条第４項の市長が定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

⑴　職員に新たに条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

⑵　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

３　条例第13条第４項の市長が定める日は、給料の支給定日とする。

４　条例第13条第４項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が金沢市の休日を定める条例（平成２年条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第11条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第11条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第11条の２第１項中「支給単位期間」の次に「に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合」を加え、同条第２項第１号を次のように改める。

⑴　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が60,000円以下であった場合　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が60,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が60,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第11条の２第２項第２号中「運賃相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に改め、同号イ中「第10条の５第３項各号」を「第10条の５第１項各号」に改め、同条第３項中「おいては、事由発生月」を「においては、事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」に改める。

第11条の４第２項中「(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は」を「若しくは」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

附　則

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

２　令和８年９月２日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに職員の給与に関する条例（昭和26年条例第７号）第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員が改正前の第11条の４第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る改正後の第10条の５第５項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

令和８年(2026年)９月30日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金沢市役所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄